

令和3年度 第1回 吹田市人権施策審議会 会議録

1 日時

令和3年11月19日(金) 午前10時00分~11時00分

2 場所

吹田市役所高層棟4階特別会議室

3 出席者

【審議会委員】

榎井委員、奥野委員、北嶋委員、富田委員、山下(裕)委員、山本委員
古本委員、村田委員、山口委員、田端委員、山下(節)委員、山根委員

【事務局】

高田市民部長、服部理事(人権政策担当)
(人権政策室) 早瀬室長、岡本参事、吉岡主幹、廣澤主査
(教育政策室) 植村室長

4 傍聴者

なし

5 配付資料

- 資料1 吹田市人権施策審議会委員名簿
- 資料2 吹田市人権尊重の社会をめざす条例
- 資料3 吹田市人権施策審議会規則
- 資料4 吹田市人権施策推進方針改訂版(素案)
- 資料5 吹田市人権施策審議会の審議経過
- 資料6 吹田市人権施策推進計画策定スケジュール(案)
- 資料7 諮問書(平成25年11月28日)
- 資料8 答申書(平成30年12月18日)

開会

【内容】

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員紹介、事務局紹介
- (3) 会長、副会長の選任について
(山本委員を会長、北嶋委員を副会長に選任)

【議事】(発言要旨)

◇議題Ⅰ「人権施策推進計画」の策定について (事務局)

事務局から資料5 吹田市人権施策審議会の審議経過と資料6 吹田市人権施策推進計画策定スケジュール(案)について説明

○会長

事務局からの説明について、何か御質問がありますか。

・前回、会長をしておりましたので、前会長の立場から補足説明をします。
審議会は基本的に市から意見をくださいという諮問があつて、それに対して答申という形で意見を出すというあり方で、運営されています。

・市が人権施策の基本方針を時代の変化に伴い改訂したいということで諮問を受け、吹田市人権施策審議会(以下:審議会とする)が始まりました。御参集の委員の方も、そのときからやっていたいでいる方もおられますが、多くの時間をかけてヒアリングなども行い、平成30年度に取りまとめました。

・平成30年度第5回審議会会議録では、事務局は吹田市人権施策基本方針(以下:基本方針とする)の見直しに関する答申を提出していただきましたと書かれています。そして諮問では、さらに吹田市人権施策推進計画(以下:推進計画とする)の策定についても依頼がありました。

・事務局からの説明では、推進計画(案)を出したいという話であり、整合性があり、そういう流れが一つです。

・推進計画の策定については、我々が意見を言うわけですが、責任を持って作成するのは市なので、市の方で策定した推進計画について、委員は審議する、意見を言うという話です。

・ただし、基本方針については、審議会の基本方針の見直しの提案を基にして、平成31年に事務局で基本方針の素案を出されて、各関係部署に御意見を聴取し、意見を伺ったという段階です。事務局からこの素案と推進計画との関係について、説明していただけたらと思います。

○事務局

・市は審議会から平成30年に基本方針改訂の答申をいただきました。答申を受け、事務局の素案として、平成31年1月18日に市の本部会議に事務局の素案を提示しました。

事務局は素案の承認を受けて、パブリックコメントを経て、基本方針の改訂をしたいと考えておりました。

・3年前の本部会議で、基本方針は審議会の方から答申をいただいたものであり動かさないものですが、SDGs（持続可能な開発目標）の視点や多文化共生、ハラスメント、SNSなど新たな課題もあり、アップデート、ブラッシュアップしながら、推進計画を策定するよう指示がありました。現在、事務局において推進計画の素案を策定しております。

○会長

何か御意見ございませんでしょうか。

事務局から説明があった進め方でよろしいですか。

○A委員

・説明にもありましたが社会状況の変化の中で、課題が増えていますから、適応していく必要があると思います。

○会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

○B委員

・私なりに解釈しますと、基本方針に基づいて推進計画というのがあるということ、まずこれが前提ということよろしいでしょうか。

・基本方針の答申はしましたが、推進計画は、まだ手をつけていない。基本方針も時代に合わせて若干手直しする必要があるので、今後、2つをやりましょうという整理でよろしいですか。

○事務局

・委員がおっしゃっていただいたとおりです。基本方針と推進計画がございます。

・本部会議があったときには、コロナというのはありませんでしたが、人権の新たな課題というのがいろいろ見えています。

・先ほど申し上げたようなキーワードを踏まえて、新たに推進計画を作る中で、答申をいただいた基本方針についてもアップデートして、もう一度見直した中で、御意見をいただけないかということです。

○会長

・基本的には前回の答申は我々の意見であって、それをどういうふうに、行政が行政の責任で作られるかっていうのは行政の事です。一応そこは切り離してもいいかと思えます。ただ、変えられないものとして、これは尊重していただけるということが一つあります。

・いろんな課題がどんどん出てきているというのは、前の審議のときも、かなり議論しました。課題は更に進んでおり、コロナもあります。

・ただ、基本方針を一から変えて、それをまたひっくり返して作ることはできないので、一応それを尊重していただいた上で、推進計画で具体的な内容について、施策の方でまず出していただいて、その中で基本方針の方に立ち返って、もし加筆修正が必要であれば、それも合わせて議論するという事でよろしいでしょうか。審議会の方向としてはそういう形で進めたいと思えます。

◇議題2「その他」について

○事務局

・次回の令和3年度第2回人権施策審議会は、日程調整の上、委員の皆様には御連絡をさせていただきます。

以上